

事業概略書

就労準備支援事業及び家計改善支援事業にかかる
支援実績の促進を図るための調査研究事業一般社団法人北海道総合研究調査会
(報告書A 4版 207頁)

事業目的

生活困窮者自立支援法の一部改正（平成30年6月8日公布）により、「生活困窮者自立相談支援事業」及び「生活困窮者住居確保給付金」の支給のほか、「生活困窮者就労準備支援事業」及び「生活困窮者家計改善支援事業」が都道府県等の努力義務となった。

これらの事業を一体的に実施することにより、事業間の相互補完的かつ連続的な支援が可能となり、生活困窮者に対する自立の支援をより効果的かつ効率的に行うことができると期待される、としている。

国は、令和4年度には全ての都道府県等が両事業を行うことを目指して、令和元年度から令和3年度までの3年間を都道府県等における両事業の実施を集中的に促進する期間としている。

本調査研究では、自治体で実施されている「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の支援実績が多い自治体と少ない自治体について、支援の提供者、及び社会環境等の観点で比較・分析を行い、（1）両事業の支援実績を更に促進させるための課題を整理するとともに、（2）その課題解決に向けた方法を提示する。

事業概要

1. 過去の支援実績データの収集・整理

既存資料から「生活困窮者自立相談支援事業」、及び各種任意事業の実績を整理し、支援実績が多い自治体、及び少ない自治体を把握した。また、自治体の人口規模、産業（就業）構造、所得、生活保護率などの基礎資料を合わせて収集した。

2. プレヒアリング調査の実施

自治体アンケート調査、事業者アンケート調査、及びヒアリング調査の実施に先立ち、調査企画、仮説の形成に資する情報収集を目的として、4自治体を対象に、プレヒアリングを実施した。

3. アンケート調査の実施**(1) 福祉事務所設置自治体へのアンケート調査**

プレヒアリングを踏まえ、「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」における事業推進上の課題を把握することを目的として、福祉事務所設置自治体（902自治体）を対象にアンケート調査を実施した。

(2) 就労準備支援事業者、及び家計改善支援事業実施事業者へのアンケート調査

福祉事務所設置自治体へのアンケート調査の結果を踏まえ、「就労準備支援事業」の実施主体（435箇所）、及び「家計改善支援事業」の実施主体（425箇所）を対象に、支援実施者が認識している事業推進上の課題を把握するため、アンケート調査を実施した。

4. ヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、自治体担当者、及び必要に応じて事業の委託先の担当者から、事業実施上の課題、及び改善策に関する意見を聞き取ることを目的に、13自治体を対象にヒアリング調査を実施した。

5. 有識者、現場担当者等で構成する研究会

調査研究事業の客観性を確保し、事業の進捗や成果について評価・助言を受け、より効果的・効率的に事業を進めるために「『就労準備支援事業及び家計改善支援事業にかかる支援実績の促進を図るための調査研究』研究会」を設置した。

研究会は、有識者、及び自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業担当で専門的な知見を有する者等で構成した。令和元年7月、10月、令和2年1月、3月の計4回開催した。

6. 報告書取りまとめ

上記1～5の結果を踏まえ、就労準備支援及び家計改善支援事業にかかる支援実績の促進を図るための調査研究報告書を取りまとめた。

調査研究の過程

1. 過去の支援実績データの収集・整理

①調査対象

福祉事務所設置自治体（902自治体）

（※）平成30年度支援実績データに該当する902自治体を対象

②調査項目

- 1) 支援実績データ（自立相談支援事業、任意事業（就労準備支援／家計改善支援／一時生活支援／学習支援））
- 2) 実施主体・体制（直営、委託）
- 3) 人員配置

③収集資料

- 1) 各年度の「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況月次報告」
- 2) 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査
- 3) 総務省「市町村税課税状況等の調」（納税義務者数、課税対象所得（納税義務者1人当たり））

2. プレヒアリング調査の実施

①ヒアリング訪問先

「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の両事業とも実施している自治体のうち、

- 1) 2つの任意事業の実績（利用数）が多い自治体（2自治体）
- 2) 2つの任意事業の実績（利用数）が少ない自治体（1自治体）
- 3) 利用実績の少ない自治体の極端なケースとして利用実績がゼロである自治体（1自治体）

②調査期間

令和元年8月～10月

③調査方法

訪問によるヒアリング調査

④調査項目

- 1) 「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の相互の連携状況と支援内容、相談者内容に応じた、必要な機関等へのつなぎの状況、及び人的資源、ネッ

トワークに関する課題について

- 2) 任意事業の実績が上がっている要因、実績が上がっていない要因について
- 3) 当該自治体の社会環境（コミュニティ、地理的条件、関連する民間支援機関の状況等）に関する特殊性、特徴について

3. アンケート調査の実施

(1) 福祉事務所設置自治体へのアンケート調査

①調査対象

福祉事務所設置自治体 902箇所

(※) 平成29年度支援実績データがある902自治体を対象。ただし、令和元年夏期の佐賀豪雨による被害のあった武雄市を除いた901自治体に調査を実施した。

②調査期間

令和元年9月6日～令和元年10月4日

③調査方法

郵送によるアンケート調査

④回収状況

回収数 654件（発送数 901件・回収率 66.7%）

⑤調査項目

- 1) 実施形態：直営・委託の別、職員の体制、職員の職種・資格
- 2) 任意事業の実施状況
- 3) 平成27年度～平成30年度実績、及び平成31年度（上期）の実績について
- 4) 「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の支援が少ない・ない場合、その要因や課題
※例えば就労・家計の支援実績が少ない・ない場合、相談が少ない・ないのか、相談はあるが支援につながらないのか等、について把握
- 5) 任意事業未実施の場合、今後の実施意向

(2) 就労準備支援事業者、及び家計改善支援事業者へのアンケート調査

①調査対象

1) 就労準備支援事業者 435箇所

(※) 「就労準備支援事業の実施状況・委託先一覧」（厚生労働省）より。

2) 家計改善支援事業者 425箇所

(※) 「家計改善支援事業の実施状況・委託先一覧」（厚生労働省）より。

②調査期間

令和元年12月13日～令和2年1月10日

③調査方法

郵送によるアンケート調査

④回収状況

1) 就労準備支援事業者

・市町村：回収数288件（発送400件・回収率72.0%）

・都道府県：回収数 49件（発送116件・回収率42.2%）

2) 家計改善支援事業者

・市町村：回収数266件（発送368件・回収率72.3%）

・都道府県：回収数 67件（発送114件・回収率58.8%）

⑤調査項目

- 1) 実施形態：直営・委託（受託自治体名）、職員の体制、職員の職種・資格
- 2) 事業の実績（事業開始の経緯、相談・支援の実績等）
- 3) 自立相談支援機関や他機関との連携状況・課題
- 4) 当該事業の代替となり得る類似事業（サービス）の有無

4. ヒアリング調査

①ヒアリング訪問先

自治体アンケート及び事業者アンケートの回答のあった自治体の中から、事業の利用実績、人口規模、実施している事業の組み合わせ等を考慮し、13自治体を抽出した。

- 1) 「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」を実施している自治体のうち、人口当たり支援実績が相対的に多い自治体（4自治体）
- 2) 「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」のいずれか1事業を実施している自治体のうち、人口当たり支援実績が相対的に多い自治体（2自治体）と少ない自治体（3自治体）
- 3) 「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」のいずれか1事業を実施している自治体のうち、支援実績がない自治体（2自治体）
- 4) 「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」の両事業とも実施していない自治体（2自治体）

②調査期間

令和2年1月～令和2年2月

③調査方法

訪問によるヒアリング調査

④調査項目

- 1) 基本状況（自治体の概要、事業所の概要等）
- 2) 任意事業導入の経緯
- 3) 「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の実施状況
- 4) 「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の実績が多い・少ない要因
- 5) 「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の支援プロセスにおける課題
- 6) 他の社会資源との連携状況
- 7) 「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」で工夫していること（支援実績が多い自治体）
- 8) 地域特性を生かした取り組み等（支援実績が多い自治体）

5. 有識者、現場担当者等で構成する研究会

調査研究事業の客観性を確保し、事業の進捗や成果について評価・助言を受け、より効果的・効率的に事業を進めるために「『就労準備支援事業及び家計改善支援事業にかかる支援実績の促進を図るための調査研究』研究会」を設置した。

研究会は、有識者、及び自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業担当者で専門的な知見を有する者等で構成した。研究会は、令和元年7月、10月、令和2年1月、3月の計4回開催した。

6. 報告書取りまとめ

本調査研究において実施した各種アンケートやヒアリング調査及び研究会等を通じての議論を踏まえ、任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）の利用促進に向け、2つの任意事業の3つの視点に基づき、自治体及び事業者・支援者に対する提言を整理した。

事業結果

1. 過去の支援実績データの収集・整理

福祉事務所設置自治体（902自治体）の平成30年度実績データから、就労準備支援事業、及び家計改善支援事業の実績（人口10万対の利用件数）について、人口規模、運営形態別などの観点から傾向を整理した。

◆人口規模別就労準備支援事業、及び家計改善支援事業の運営方法

社会福祉協議会は、人口規模に関わらず全国に存在するのに対し、他の民間機関は、相対的に人口規模が大きい地域に多く存在する傾向があり、人口規模別にみた運営方法の分布は、それぞれの組織形態の所在を反映している

◆人口規模別利用件数（人口10万対）

人口が1万人以上の自治体の就労準備支援事業、及び家計改善支援事業の利用件数（人口10万対）については、人口規模が大きくなるほど、人員体制の制約等から、少なくなる傾向がある。

2. プレヒアリング調査

2つの任意事業の実施に当たって効果的に働く要素として「対象者の状況に応じた個別の支援プログラムに基づく支援」、「協力団体・機関との連携（受入れ企業の確保、司法の専門家による支援等）」があると推測され、他方、事業の実施に制約的に働く可能性のある要素として「事業所の立地とアクセスコスト」、「人員体制」の課題が示唆された。

また、支援実績に影響を及ぼす基本的な要素として、「自立相談支援事業の役割」及び「自立相談支援事業と任意事業との連携」の重要性が示唆された。

3. アンケート調査の実施

福祉事務所設置自治体の平成30年度実績データと自治体アンケート調査データの集計・分析結果から、2つの任意事業の支援実績に影響を与える要因を推測するために、以下のような類型化を行った。

1) 分類のための「類型化」

「2つの任意事業の実施の有無」と「自立相談支援機関における就労面の支援（家計面の支援）の有無」で4つに類型化した。

さらに、「自立相談支援事業における就労面（または家計面）の支援において、各任意事業で実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した支援」*を行っている可能性を考慮して、全体で6つに類型化し、平成30年度の自立相談の実績（プラン作成件数）、及び任意事業の実績（利用者数）を比較し、以下のように整理した。

(※) 「自立相談支援事業における就労面（または家計面）の支援において、各任意事業で実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した支援」とは、以下の要素と連動（あるいは連携）した支援と仮定した。

各任意事業で実施する専門性の高い支援における重要な要素（仮定）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「就労準備支援事業」の重要な専門性の要素：「ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓」「就労後の定着支援」「求人開拓」と仮定・「家計改善支援事業」の重要な専門性の要素：「キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる」支援と仮定 |
|--|

<就労準備支援事業>

就労準備支援事業を実施している自治体において、自立相談支援機関における就労面の支援で「ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓」、「就労後の定着支援」、「求人開拓」のいずれも実施している自治体は、実施していない自治体と比較して、就労準備支援事業の「利用件数（人口10万対）」、自立相談支援事業の「支援プランの作成件数（人口10万対）」、共に多くなっている。

また、就労準備支援事業を実施している自治体における自立相談支援事業の「支援プランの作成件数（人口10万対）」は、就労準備支援事業を実施していない自治体よりも多くなっている。

<家計改善支援事業>

家計改善支援事業を実施している自治体においても、自立相談支援機関における家計面の支援で「キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる」支援を行っている自治体は、実施していない自治体と比較して、家計改善支援事業の「利用件数（人口10万対）」、自立相談支援事業の「支援プランの作成件数（人口10万対）」、共に多くなっている。

また、家計改善支援事業を実施している自治体における自立相談支援事業の「支援プランの作成件数（人口10万対）」は、家計改善支援事業を実施していない自治体よりも多くなっている。

<3事業実施している自治体>

「自立相談支援事業」「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」の3事業を実施している自治体の「利用件数」「プラン作成件数」は、相対的に多く、特に、就労準備支援事業、家計改善支援事業において、任意事業の専門性と連動（あるいは連携）した「就労面」、「家計面」の支援をしていると思われる自治体の実績はさらに多い。

2つの任意事業の支援実績に影響を与える要因として、以下の点が推測される。

支援実績が多い理由（推測）

- 任意事業において専門性の高い支援が行われていると同時に、自立相談支援事業においても、任意事業と連動（あるいは連携）して、一定程度の専門的な支援が行われている。
- 3事業（「自立相談支援事業」及び2つの任意事業）あるいは2事業（「自立相談支援事業」と「就労準備支援事業」又は「家計改善支援事業」）間で、出口につながる相互連携的支援の好循環を生む仕組みが働いている。

支援実績が少ない理由（推測）

- 自立相談支援事業と任意事業における相互連携的支援が十分に行われていない。
- 何らかの要因が影響して、あるいは何らかの要素（社会資源等）の不足や欠落によって、任意事業を実施していても、本来、任意事業に求められる体系的で専門性のある支援が十分に行われていない。

実施していない自治体（又は、実績ゼロの自治体）

- 特に、自立相談支援機関において、潜在ニーズを十分に把握していない、又は、現状をもって、潜在ニーズは限定的であると認識している。
- 「自立相談支援事業で対応できている」と認識している。

2) 任意事業の専門性を発揮するための背景的要素（組織内外の条件、環境）

実績データと自治体アンケート調査結果に基づく本研究会の検討結果を踏まえ、さらに、支援実績が相対的に多い自治体（事業の実施者）が備えていると考えられる「専門性を発揮するための背景的要素」について、仮説的に以下のように整理した。

- ・事業主体（直営、委託）における関係機関・団体とのネットワークの広さ・深さ
- ・専門家（弁護士、司法書士等）との役割分担のバランス
- ・事業内容（就労準備支援事業、家計改善支援事業）のメニュー化とその豊富さ
- ・潜在的利用対象の有無に関する情報収集、支援メニュー等に関する情報発信の頻度
- ・自治体（関係部署：生活保護、税務担当、保健福祉など）、多機関（自立相談支援事業、就労準備支援事業等）との連携の度合い

上記の仮定を踏まえ、「専門的な支援」を効果的に行うための個々の事業に固有の要素と、両事業に「共通する要素」、いくつかの「要素の組み合わせ」と、それを動かす「仕組み」について、概

念を以下の通り整理した。

<就労準備支援事業の専門性を発揮するための4つの要素>

- a 「企業・関係機関とのネットワーク」
 - 地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている。
 - 地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を積極的に行っている。
- b 「インバウンド（他機関からの支援依頼）」
 - 自立相談支援機関から支援依頼がある。
 - 自立相談支援機関以外（自治体の関係部署、他の関係機関等）から支援依頼がある。
- c 「支援ツール（状態像に応じた豊富な支援メニュー）」
 - 『自立』について、専門的な視点を持っている。
 - 就労準備支援の内容をメニュー化（プログラム化）している。
 - 日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している。
- d 「アウトバウンド（受け皿となる企業・関係機関の開拓）」
 - 企業・関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓を行っている。

<家計改善支援事業の専門性を発揮するための4つの要素>

- a 「専門家とのネットワーク」
 - 地域の中で連携できる機関・団体・人材に関する情報を持っている。
 - 法律家・税理士等の専門領域を理解し、連携を図っている。
- b 「インバウンド（他機関からの支援依頼）」
 - 自立相談支援機関から支援依頼がある。
 - 自立相談支援機関以外（自治体の関係部署、他の関係機関等）から支援依頼がある。
- c 「自組織の専門スキル」
 - 『自立』について、専門的な視点を持っている。
 - 家計改善支援の内容をメニュー化（プログラム化）している。
 - キャッシュフローに基づいた、支援計画を作成し、伴走的な支援を継続している。
- d 「アウトバウンド（関係部署へ説明・潜在的対象者発掘）」
 - 自治体の関係部署、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、制度利用促進に向けたアプローチを行っている。

（2）就労準備支援事業、及び家計改善支援事業実施事業者へのアンケート調査

1) 集計・分析の手順

事業者アンケートの間3「事業の支援内容」と間4「専門的な支援の実施状況」の各設問で、「実施している」等、実施状況に関して最も上位の選択肢*に該当した割合（以下、「実施率」と記す）を算出した。

（※）例えば、「実施していない」「今後実施を考えている」「行っている」「積極的に行っている」の4つの選択肢の場合、「積極的に行っている」に該当した割合を算出した。

人口規模別の平均利用件数よりも「計画書」の作成数が高い事業所は「平均以上」、低い事業所は「平均未満」、作成実績がなければ「実績なし」とし、3つに分類した。

2) 結果概要

アンケート結果から、各任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業）について、相対的に利用実績が多い自治体は、「平均未満」及び「実績なし」の自治体と比べて、概ね「事業の支援内容」の実施率は高く、かつ、「専門性を発揮するための要素」も備えていることがわかった。

また、同じく相対的に利用実績が多い自治体については、幾つかの「支援を発揮するための要素」を組み合わせ、体系的な支援を実施している。例えば、「a企業・関係機関（あるいは専門家等）」と

のネットワーク」を構築し、相談者を積極的に受け入れ（「b インバウンド」）、受け皿となる企業・関係機関の開拓、あるいは関係部署への説明・潜在的対象者発掘（「d アウトバウンド」）に取り組み、組織として保有する「c 支援ツール（あるいは専門的スキル）」を効果的に活用するといった一体的な支援が行われていると考えられる。

これに対し、実績の少ない自治体においては、相対的にこれらの要素の幾つかが欠落しており、仕組みとして十分に機能していないのではないかと考えられる。

利用実績の多い自治体は、事業の実施体制や行政の関係部局との連携等の方法等も反映しながら、支援の要素をどのように組み合わせ、どのような仕組みで実施しているのか。実績の少ないところは、必要と思われる幾つかの要素がなぜ欠けているのか。その背景を把握するためヒアリング調査を実施した。

4. ヒアリング調査

ヒアリング調査では、就労準備支援事業、及び家計改善支援事業に関する各自治体の利用状況や、支援の体制と支援の方法、支援に関する地域資源の活用状況、支援に当たっての工夫や課題等について情報収集を行った。

就労準備支援事業、及び家計改善支援事業において、支援実績の差に起因するものとして、3つの視点により整理した。

◆支援実績が多い地域の特徴の整理（支援実績を促進させるための課題整理）

（1）生活困窮者自立相談支援制度の潜在的利用者の把握

視点①就労準備支援事業、家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」 ＜幅広い相談窓口＞

○例えば、庁内関係部局が情報共有のためのツールを活用し、利用勧奨を促進する仕組みや、関係部局間の連携により相談窓口を集約化する等、潜在的な支援対象者を幅広く受け止め、早期に支援対象者をスクリーニングできる仕組みを構築している。

⇒「a 企業・関係機関とのネットワーク」（「a 専門家とのネットワーク」）や「b インバウンド」といったいわゆる「仕組み」に関して、幅広い相談受け付けを設置している。

（2）就労準備支援事業

視点①就労準備支援事業の利用増につながる「仕組み」 ＜自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担の明確化＞

○自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担、連携が行われている。
○自立相談支援事業を要として、就労準備支援事業の各実施者と日常的な情報共有、支援実施における連携が行われる環境があり、また、支援のプロセスにおいて、各実施主体が持つネットワークやノウハウが相互に補完し合う体制となっていることがポイントだと考えられる。

⇒「a 企業・関係機関とのネットワーク」や「b インバウンド」といったいわゆる「仕組み」に関して、例えば幅広い相談受け付けを設置していることや、就労準備支援事業との役割分担が明確化されていた。

視点②企業（出口）開拓を行う

○定期・不定期に企業開拓をしており、協力企業のリストがある。
○その際、事業実施者の独自のネットワークだけではなく、行政によるバックアップが企業開拓の推進に大きく寄与することがポイントとなる。

⇒「d アウトバウンド」に関しては、企業（出口）開拓として、地域の経済団体や企業のデータベースを活用した周知を行っていた。

視点③支援メニュー（プログラム）の整理・可視化

- 事業における支援プログラムとして、ある程度の数の具体的な支援メニューが用意されており、利用者に提示できる状況になっている。
- 就労支援、就労体験の支援については、独自開発に加え、出口としての企業開拓を通じ、企業の協力を得て多様な支援をメニュー化することがポイントとなる。

⇒「c 支援ツール」については、支援メニューを豊富に作成するのは当然のこととして「可視化」にも取り組んでいた。

(3) 家計改善支援事業

視点①就労準備支援事業の利用増につながる「仕組み」

<自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割分担の明確化>

- 例えば、相談の初期段階から3者面談（本人、自立相談支援員、家計改善支援員）を基本とすることで、支援対象者との関係を複線で用意することができ、かつ、各事業者が持つ経験と専門性を発揮できる仕組みとしている事例がある。
- 3者面談を基本とすることの具体的なメリットは、①伴走的、継続的に支援を行う関係性を担保できる。②複眼的な「見立て」が可能となり、独断的な支援となることを回避でき、多様な提案が可能となるとともに、支援の方向性のブレをなくす効果がある。

<専門家とのネットワーク>

- 生活困窮者自立支援制度への理解に基づく十分な連携体制が構築されており、スポット的な支援としてではなく、「家計再生プラン」等、家計改善に向けた具体的な取組の着実な実行を支援するという共通認識の上で、連携ができています。

⇒家計改善支援事業の支援実績が多い自治体については、「a 専門家とのネットワーク」「b インバウンド」「d アウトバンド」といったことが、「仕組み」として位置づけられている。

これらは家計改善支援事業を支える上で、就労準備支援事業と同じく幅広い相談受け付けを設置していることや、就労準備支援事業との役割分担が明確化されていた。

また、専門家とのネットワーク等は単に構築するというにとどまらず、個別支援の蓄積を通じた成熟したネットワークが存在していた。

視点②将来的な生活の見通しを立てる

- 相談に来た際、自立相談支援機関の相談支援員等と家計改善支援員とで役割分担をしつつ、できるだけ早い段階で収支状況を聴き取り、「見える化」に取り組んでいるという特徴がみられる。

視点③寄り添いながら継続的に支援する

- 「家計再生プラン」を提案し、本人の納得の下に支援を進める、という一連のプロセスが意識されている。
- 面談を通じて、主訴の把握、相談時家計表の作成、家計計画表の作成、キャッシュフロー表や家計再生プランの作成といった、一連の流れがあり、それらが定期的な見守り、フォロー、都度の見直しなど継続的に行われている。

⇒「c 自組織の専門スキル」については、「視点②将来的な生活の見通しを立てる」「視点③寄り添いながら継続的に支援する」双方と関連するものと整理することができる。

◆支援実績が少ない地域の特徴の整理

(1) 就労準備支援事業

視点①就労準備支援事業の利用増につながる「仕組み」（が弱い・ない）

- 就労準備支援事業の支援実績が少ない地域の特徴として、利用増につながる仕組みが弱い、または、ないという点が挙げられる。それには大きく2点指摘できる。
 - ・1つ目は、幅広い受け皿となる相談窓口を用意できていない点である。
 - ・2つ目は、自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担が曖昧であるところである。

視点②企業（出口）開拓を行う（ことができていない）

○利用実績が少ない自治体においては、総じて企業開拓は行われておらず、事業者としても地域でのネットワークは薄いものと言える。

視点③支援メニュー（プログラム）の整理・可視化（がされていない）

○支援実績の少ない自治体においては、第三者が見てわかりづらさがあるように、支援メニューが可視化されていないという状況が見られた。

(2) 家計改善支援事業

視点①家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」（が弱い・ない）

○家計改善支援事業の支援実績が少ない地域の特徴として、家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」が弱い、または、ない点として、3点挙げられる。

- ・1つ目は、幅広い受け皿となる相談窓口を用意できていない点である（特に公共料金や各種税の庁内関係部局からの利用勧奨の取り組みが未熟な場合等）。
- ・2つ目は、自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割分担が曖昧な点が挙げられる。
- ・3つ目は、専門的なネットワークが構築されていない点である（債務整理など、自立相談支援員・家計改善支援員のみでは対応できないケースに対し、専門家との連携がスポット的である場合等）。

視点②将来的な見通しを立てる（ことが弱い・できていない）

○利用実績が少ない自治体においては、将来的な見通しを立てる取り組みが弱い、あるいはなされていない状態である。

視点③寄り添いながら継続的に支援する（ことが弱い・できていない）

○家計改善に関する一連の支援プロセスを一体的、総合的、継続的に行うことは、家計改善支援事業を行う上で重要な視点となるが、継続的に支援をする対象者がいないという支援の入り口の狭さという課題がある。

(3) その他未実施自治体の特徴

○任意事業を実施しない理由として、「自立相談支援事業で対応できているから」と回答している自治体が多く、それらの自治体においては、プラン作成件数が比較的多い傾向が見て取れ、積極的に支援を行っている可能性はある。

○その一方、事業の潜在的なニーズ把握をしていないと回答した割合が7割～8割となっており、地域の潜在的ニーズの把握如何によって、今後、任意事業の実施について検討の余地がある。

5. とりまとめ

(1) 自治体への提言

視点①就労準備支援事業、家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

1) 生活困窮者自立支援制度と地域づくり

- ・生活困窮者自立支援制度は、地域社会の人材を支える仕組みであり、地域経済の活性化やコミュニティの再生等、当該制度の理念の一つにも掲げられている「地域づくり」の観点から、あらためて制度を理解する必要がある。
- ・例えば、「就労」という視点から、経済・労働部局と福祉部局が連携する等、関係部局の共通認識の下、就労あるいは社会参加を希望している人とそうした人を受け入れたいと考える企業・団体等をつなぐための大きな支援の枠組みが求められる。

2) 事業委託にかかる事業デザイン

- ・事業の委託にあたっては、自治体と事業者の双方が、事業の目的と目指す方向について共通認識を持たなければ、事業開始時点から認識にずれが生じ、事業者が専門性を十分に発揮できないことになりかねない。
- ・様々な支援方法がある中で、事業の実施主体である自治体は、その自治体にあった事業

をデザインし、事業の基本方針を委託事業者に示す必要がある。

3) 自立相談支援事業と就労準備支援事業（家計改善支援事業）の役割分担

- ・自立相談支援事業と就労準備支援事業（家計改善支援事業）の連携と相互に補完し合う体制ができている自治体は、両事業の実施に好影響をもたらす傾向がある。
- ・役割分担、相互補完の選択肢は複数あり、それぞれの地域特性を考慮し、事業実施者の強みを発揮する体制を検討する必要がある。

4) 限られた人員で取り組む工夫

- ・特に、小規模自治体においては、人員配置は大きな課題である。例えば、自立相談支援事業を直営で実施し、嘱託職員を雇用している小規模自治体において、今後「就労準備」を進める意向がある場合、次のような取組も考えられる。障がい者の事業所に部分的な体験を「就労準備」として委託する財源措置をとり、自立相談支援事業の就労面の支援を強化しつつ、それ以外の体験・メニューについては、通常業務で体験業務を行っている障がい者の事業所がカバーするといった工夫によって、比較的少ない委託費で事業効果を発揮できる可能性がある。

5) アウトカム評価に関する観点の共有

- ・事業のアウトカム評価に関する観点として、「就労準備支援」においては、就労が最優先される場合もある。日常生活自立、社会生活自立、及び就労自立は、それぞれ相互に関連し合いながらも独立した目的、意義を持っており、就労自立は、単線的、段階的なプロセスにおける唯一の出口ではないということを行行政と事業者・支援者が共通認識を持つ必要がある。
- ・また、事業の成果を客観的な指標として示すことが難しい「家計改善支援事業」においては、自治体と事業実施者の間で、支援のゴールと支援プロセスに対し、どのような評価項目と評価基準を設定するか等、共通の認識を持つ必要がある。

6) 就労準備支援事業における行政のサポート

- ・「就労準備支援事業」における企業開拓は、生活困窮者自立支援制度に係る担当部署や委託事業者のみが実施するのではなく、行政の重要な役割として、企業開拓における地元経済団体等との橋渡しといった積極的なサポートが有効である。
- ・「家計改善支援事業」においては、相談者本人が将来的な生活の見通しを立てて、家計収支の均衡及び家計管理能力を高めるための総合的かつ継続的な支援を実施する上で、事業実施者と法テラス等の司法の専門家との連携強化に向けた行政のサポートは重要である。

7) 研修の実施に求めること

- ・相談者の中には、発達障がい等、何らかの障がいの疑いがある人が一定程度おり、支援者の何気ない発言や立ち振る舞いが、相談者の心身に何らかの負荷を与えてしまう場合がある。支援者には、相談者の特性の捉え方や支援の方法等について具体的な研修の機会が必要である。
- ・また、多くの自治体で課題となっている就労準備支援事業における出口開拓や支援メニューの構築方法や手順に関する研修も必要である。
- ・生活困窮者自立支援法の一部改正により、基本理念の条文が新設され、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の観点が盛り込まれた。現在、主として各支援事業の従事者を対象として行われている研修に加え、本制度の理念の具現化に向けて、事業のデザインや仕様の策定にあたる行政担当者を対象とした研修も重要である。

(2) 事業者・支援者への提言

<就労準備支援事業>

視点①就労準備支援事業の利用増につながる「仕組み」

1) アセスメントツールとしての支援メニュー

- ・ハローワークが受け付ける一般求人と違い、「就労準備支援事業」で行う支援は柔軟にアレンジや調整をすることが可能である。例えば、就労体験は、自己理解を深めるチャ

- ンスを作ると同時に、支援する側にとっては、その人の新たな局面を知る機会でもある。
- ・こうした理解の下、多様な支援メニューを可視化し、相談者に対応すれば、メニューの効果的な利用が格段に進むはずである。

視点②企業（出口）開拓を行う

2) 企業・団体の開拓

- ・就労準備視点事業者として、豊富な支援メニューを構築していくにあたっては地域の企業活動を行っている経済団体（中小企業家同友会、商工会、商店街組合等）との連携を深めていくことは重要である。
- ・また、企業・団体との関係を深めることで、一つの企業・団体から複数のタイプの体験活動の提供を受けたり、他の企業・団体を紹介してもらおう等、相談者の多様なニーズにマッチした支援メニューの開発につながりやすくなるという好循環が期待される。

視点③支援メニュー（プログラム）の整理・可視化

3) 就労準備支援事業のプラン作成のための情報収集

- ・相談支援においては、支援策を考えるプロセスについて、標準的な手順や仕組みが確立されているとは言えない。「就労準備支援事業」の一つの課題は、支援策に関する情報が不足しているため、ハローワークへの同行支援で終わるケースが少なくないことである。
- ・その課題を解決するためにも、自治体間で情報交換し、支援メニューづくりの手順や支援メニュー活用の仕組み等を学び、プログラムを充実させるための機会や場を自らつくる工夫が必要である。

4) 「就労準備」の支援メニューを幅広く捉える

- ・就労に向けた準備段階の支援は、社会参加の観点から、どのように具体的な支援メニューを揃えるべきか考えることが重要である。
- ・居場所づくりやボランティア体験、企業見学等も、全て「就労準備」と位置づけることができる。「就労準備」のハードルを下げ、それらを整理・可視化することで、多様な支援が可能となり、支援者も取り組みやすくなり、利用者も広がっていくことが期待できる。

<家計改善支援事業>

視点①家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

1) 支援の入り口で家計面の支援が必要な人を幅広く受け止める

- ・「生活困窮者自立支援制度の相談者は、基本的に家計面の支援が必要である」との前提に立ち、生活困窮の兆しが見られた相談者を自立相談支援事業の窓口につなぐ仕組みを構築する必要がある。
- ・生活保護に至る前のできるかぎり早い段階で相談者を受け止め、家計面の支援を効果的に実施するためには、各行政関係部局への利用勧奨や、住民への周知、さらには就労準備支援事業の対象者への予防的な金融教育などが挙げられる。

2) 家計改善支援事業として担う取組の明確化

- ・家計改善支援事業の対象者の設定について判断に悩む自治体が複数見られる。特に自立相談支援事業及び家計改善支援事業双方共に直営の自治体や、相談支援員等と家計改善支援員を兼務で取り組んでいる事業所でその特徴が見られた。
- ・それぞれの自立相談支援機関において、家計改善支援事業として何を行うかを明確化した上で、自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割を整理していく必要がある。

視点②将来的な生活の見通しを立てる

3) 早期に将来的な生活の見通しを立てる

- ・経済的に困っているという相談に対しては、初回相談時に家計改善支援員も同席する等、家計の状況の「見える化」に取り組む必要がある。
- ・税金等の滞納について返済の猶予や、複数の返済の一本化納付など、滞納解消のための取組を行う等、可能な限り早く、相談者の将来的な生活の見通しを立てることに注力することが効果的な支援につながる。それにより、相談者の安心感にもつながり、かつ、

支援者との信頼関係構築にも役立つ。

視点③寄り添いながら継続的に支援する

4) 相談者の状況に応じて継続的な支援

- ・月間家計表では理解が難しい相談者に対しては、独自に週間家計表を作成している自治体がある等、相談者の状況に応じて、ツールをカスタマイズすることも有効である。
- ・また、相談者のお金のやり繰りだけではなく、少額で献立を考える等家事についても踏み込めるとより支援の手法が多様化していく。

事業実施機関

一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004

札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館3階

電話番号：011-222-3669